

審査事務規程の一部改正について（第28次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

① 「敷地等における秩序維持等」の明確化

的確で厳正かつ公正な審査業務を行うための環境を確保していく観点から、検査担当者等への相談や質問等の禁止について明確化を行います。[4-1]

② 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

原動機を停止した状態の自動車において乗降口に備える扉の施錠又は解錠と連動して作動する灯火（アンサーバック機能を有する灯火）を制限しないこととします。

[1-3, 6-92, 7-92, 8-92]

対象車：全車

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年3月31日国土交通告示第463号）

3. 施行日

令和2年4月1日

新 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			旧 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次(略)			目次(略)		
第1章 総則			第1章 総則		
1-1~1-2(略)			1-1~1-2(略)		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
あ	(略)	(略)	あ	(略)	(略)
	<u>アンサーバック機能を有する灯火</u>	<u>乗降口に備える扉の解錠又は施錠と連動して作動する灯火であって、以下の全ての要件を満足する灯火をいう。</u> ① <u>すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること。</u> ② <u>原動機の操作装置が停止の位置にある場合にのみ作動すること。</u> ③ <u>一連の作動時間が3秒以下であること。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第2章~第3章(略)			第2章~第3章(略)		
第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法			第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法		
4-1 敷地等における秩序維持等			4-1 敷地等における秩序維持等		
(1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。			(1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。		
①~⑫(略)			①~⑫(略)		
⑬ <u>現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関する事以外の内容について話しかけないこと。</u>			⑬ <u>審査業務等を行っている検査担当者等に相談や質問等を行わないこと。</u>		
⑭~⑳(略)			⑭~⑳(略)		
(2)~(6)(略)			(2)~(6)(略)		
4-2~4-25(略)			4-2~4-25(略)		
第5章~第6章(略)			第5章~第6章(略)		

新	旧
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
7-1～7-91 (略)	7-1～7-91 (略)
7-92 その他の灯火等の制限	7-92 その他の灯火等の制限
7-92-1 装備要件	7-92-1 装備要件
<p>自動車には、7-62 から 7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。</p>	<p>自動車には、7-62 から 7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係)</p>
<p><u>なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。</u>(保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係)</p>	
<p>(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500mm 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。(細目告示第 62 条第 2 項、細目告示第 140 条第 2 項)</p>	<p>(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500mm 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。(細目告示第 62 条第 2 項、細目告示第 140 条第 2 項)</p>
<p>①～㉓ (略)</p>	<p>①～㉓ (略)</p>
<p><u>㉔ アンサーバック機能を有する灯火</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>㉕ 走行中に使用しない灯火</u></p>	<p><u>㉔ 走行中に使用しない灯火</u></p>
<p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p>	<p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p>
<p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーチランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 62 条第 3 項関係、細目告示第 140 条第 3 項)</p>	<p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーチランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 62 条第 3 項関係、細目告示第 140 条第 3 項)</p>
<p>①～⑩ (略)</p>	<p>①～⑩ (略)</p>
<p><u>⑪ アンサーバック機能を有する灯火</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>⑫ 走行中に使用しない灯火</u></p>	<p><u>⑪ 走行中に使用しない灯火</u></p>
<p>(3) ～ (4) (略)</p>	<p>(3) ～ (4) (略)</p>
<p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。(細目告示第 62 条第 6 項、細目告示第 140 条第 6 項)</p>	<p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。(細目告示第 62 条第 6 項、細目告示第 140 条第 6 項)</p>
<p>①～㉔ (略)</p>	<p>①～㉔ (略)</p>
<p><u>㉕ アンサーバック機能を有する灯火</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(6) ～ (10) (略)</p>	<p>(6) ～ (10) (略)</p>
<p>(11) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、側方灯、昼間走行灯、番号灯、後部霧灯((5) ⑰から⑲に掲げるものに限る。)、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自</p>	<p>(11) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、側方灯、昼間走行灯、番号灯、後部霧灯((5) ⑰から⑲に掲げるものに限る。)、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自</p>

新	旧
<p> 自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFFが容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯、<u>アンサーバック機能を有する灯火</u>及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。（細目告示第62条第12項関係、細目告示第140条第12項関係） </p> <p> (12) (略) </p> <p> 7-92-2～7-92-4 (略) </p> <p> 7-92-5 従前規定の適用① </p> <p> 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第48条第2項第1号関係） </p> <p> 7-92-5-1 装備要件 </p> <p> (1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2,500mm以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。 </p> <p> ①～⑩ (略) </p> <p> <u>⑪ アンサーバック機能を有する灯火</u> </p> <p> <u>⑫ 走行中に使用しない灯火</u> </p> <p> (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 </p> <p> この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。 </p> <p> ①～⑦ (略) </p> <p> <u>⑧ アンサーバック機能を有する自動車</u> </p> <p> <u>⑨ 走行中に使用しない灯火</u> </p> <p> (3) ～ (4) (略) </p> <p> (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。 </p> <p> この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。 </p> <p> ①～⑦ (略) </p> <p> ⑧ 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯 </p> <p> <u>⑨ アンサーバック機能を有する灯火</u> </p> <p> (6) ～ (7) (略) </p> <p> (8) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、番号灯、尾灯、後面に備 </p>	<p> 自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFFが容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。（細目告示第62条第12項関係、細目告示第140条第12項関係） </p> <p> (12) (略) </p> <p> 7-92-2～7-92-4 (略) </p> <p> 7-92-5 従前規定の適用① </p> <p> 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第48条第2項第1号関係） </p> <p> 7-92-5-1 装備要件 </p> <p> (1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2,500mm以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。 </p> <p> ①～⑩ (略) </p> <p> <u>(新設)</u> </p> <p> <u>⑪ 走行中に使用しない灯火</u> </p> <p> (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 </p> <p> この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。 </p> <p> ①～⑦ (略) </p> <p> <u>(新設)</u> </p> <p> <u>⑧ 走行中に使用しない灯火</u> </p> <p> (3) ～ (4) (略) </p> <p> (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。 </p> <p> この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。 </p> <p> ①～⑦ (略) </p> <p> ⑧ 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯 </p> <p> <u>(新設)</u> </p> <p> (6) ～ (7) (略) </p> <p> (8) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、番号灯、尾灯、後面に備 </p>

新	旧
<p>える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯、<u>アンサーバック機能を有する灯火</u>及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。</p> <p>(9) (略)</p> <p>7-92-6 従前規定の適用② 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第48条第2項第2号関係）</p> <p>7-92-6-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2,500mm以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p><u>⑪ アンサーバック機能を有する灯火</u></p> <p><u>⑫ 走行中に使用しない灯火</u></p> <p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>⑧ アンサーバック機能を有する灯火</u></p> <p><u>⑨ 走行中に使用しない灯火</u></p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p><u>⑨ アンサーバック機能を有する灯火</u></p> <p>(6) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等</p>	<p>える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。</p> <p>(9) (略)</p> <p>7-92-6 従前規定の適用② 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第48条第2項第2号関係）</p> <p>7-92-6-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2,500mm以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>⑪ 走行中に使用しない灯火</u></p> <p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>⑧ 走行中に使用しない灯火</u></p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>⑨ 走行中に使用しない灯火</u></p> <p>(6) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等</p>

新	旧
<p>を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯、<u>アンサーバック機能を有する灯火</u>及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。</p> <p>(10) (略)</p> <p>7-92-7 従前規定の適用③ 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第48条第1項関係)</p> <p>7-92-7-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2,500mm以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。</p> <p>①～⑱ (略)</p> <p><u>⑱ アンサーバック機能を有する灯火</u></p> <p><u>⑲ 走行中に使用しない灯火</u></p> <p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>⑧ アンサーバック機能を有する灯火</u></p> <p><u>⑨ 走行中に使用しない灯火</u></p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p><u>⑩ アンサーバック機能を有する灯火</u></p> <p>(6) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、運転者席で点灯できない作業</p>	<p>を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。</p> <p>(10) (略)</p> <p>7-92-7 従前規定の適用③ 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第48条第1項関係)</p> <p>7-92-7-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2,500mm以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。</p> <p>①～⑱ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>⑱ 走行中に使用しない灯火</u></p> <p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>⑧ 走行中に使用しない灯火</u></p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>⑩ 走行中に使用しない灯火</u></p> <p>(6) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、運転者席で点灯できない作業</p>

新	旧
<p>灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯、<u>アンサーバック機能を有する灯火</u>及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。</p> <p>(10) (略)</p>	<p>灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。</p> <p>(10) (略)</p>
<p>7-93～7-116 (略)</p>	<p>7-93～7-116 (略)</p>
<p>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）</p>	<p>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）</p>
<p>8-1～8-91 (略)</p>	<p>8-1～8-91 (略)</p>
<p>8-92 その他の灯火等の制限 8-92-1 装備要件</p>	<p>8-92 その他の灯火等の制限 8-92-1 装備要件</p>
<p>自動車には、8-62 から 8-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。</p>	<p>自動車には、8-62 から 8-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 1 項関係）</p>
<p><u>なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。</u>（細目告示第 218 条第 1 項関係）</p>	<p>(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500mm 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 2 項）</p>
<p>(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500mm 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 2 項）</p>	<p>①～⑳ (略)</p>
<p>①～㉓ (略)</p> <p><u>㉔ アンサーバック機能を有する灯火</u></p> <p><u>㉕ 走行中に使用しない灯火</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>㉔ 走行中に使用しない灯火</u></p>
<p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p>	<p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p>
<p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 3 項関係）</p>	<p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 3 項関係）</p>
<p>①～㉑ (略)</p> <p><u>㉑ アンサーバック機能を有する灯火</u></p> <p><u>㉒ 走行中に使用しない灯火</u></p>	<p>①～㉑ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>㉑ 走行中に使用しない灯火</u></p>
<p>(3) ～ (4) (略)</p>	<p>(3) ～ (4) (略)</p>
<p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 6 項）</p>	<p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 6 項）</p>
<p>①～㉔ (略)</p> <p><u>㉔ アンサーバック機能を有する灯火</u></p>	<p>①～㉔ (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(6) ～ (10) (略)</p>	<p>(6) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部雾灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、</p>

新	旧
<p>(11) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、側方灯、昼間走行灯、番号灯、後部霧灯（(5) ⑰から⑲に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯、<u>アンサーバック機能を有する灯火</u>及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。（細目告示第218条第12項関係）</p> <p>(12) (略)</p> <p>8-92-2～8-92-4 (略)</p> <p>8-93～8-116 (略)</p> <p>第9章～第11章 (略)</p> <p>別表1～別表9 (略)</p> <p>様式1～様式13 (略)</p> <p>別添1～別添16 (略)</p>	<p>側方灯、昼間走行灯、番号灯、後部霧灯（(5) ⑰から⑲に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。（細目告示第218条第12項関係）</p> <p>(12) (略)</p> <p>8-92-2～8-92-4 (略)</p> <p>8-93～8-116 (略)</p> <p>第9章～第11章 (略)</p> <p>別表1～別表9 (略)</p> <p>様式1～様式13 (略)</p> <p>別添1～別添16 (略)</p>

附則（令和2年3月31日規程第58号）

この規程は令和2年4月1日から施行する。